

事業名	【継続】 重度心身障害者福祉交通機関利用助成事業				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
4,586					4,586
事業期間	昭和54年度～			総事業費	

【事業目的】

重度心身障害者が、タクシーや路線バス・鉄道等を利用する際の料金の一部を助成することで、障害者の社会活動の範囲を広め、心身障害者の福祉の向上を図ります。

【事業概要】

《内 容》

1枚100円の利用券を1年間に一人当たり180枚交付

《対象者》

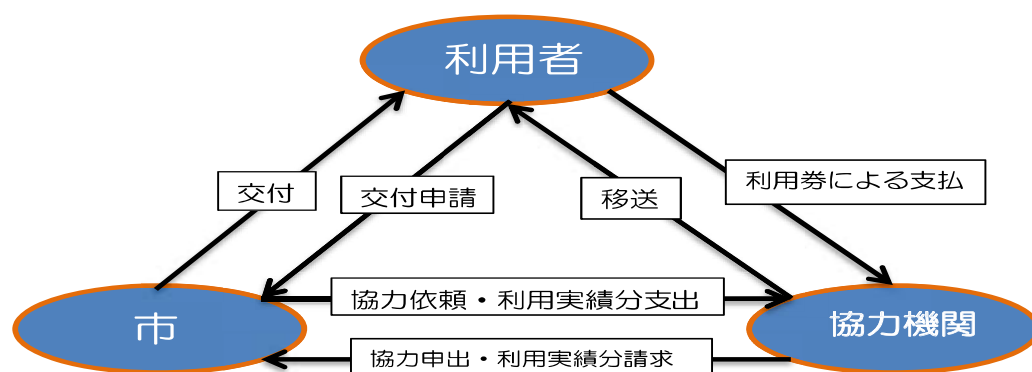
自ら運転を行わない在宅者のうち、移動が困難な次のような方

- ・療育手帳の交付を受けた方
- ・身体障害者手帳（1級～2級）の交付を受けた方で、車いすを常用している方
- ・身体障害者手帳の交付を受けた方で、一定の条件に該当する視覚障害者や通院により人工透析を行っている方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方

《協力機関》

市内に所在する会社

- ・タクシー（有明、小嵐、島鉄、長崎第一交通、林田観光、平成観光、本多観光）
- ・介護タクシー（あいあい、あつぷる、スマイル、長崎第一交通、林田観光、ほおじろ、ねこのて）
- ・島原鉄道 ・島鉄路線バス ・コミュニティバスたしろ号



科目	3 款	1 項	1 目	目名称	社会福祉総務費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

事業名	【継続】 障害者福祉医療費給付事業					
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)					
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
95,311		47,500			47,811	
事業期間	昭和49年度～			総事業費		
【事業目的】						
心身障害者に対し医療費の一部を助成することによって、障害者とその家族の経済的、精神的負担の軽減を図り、福祉の増進を図ります。						
【事業概要】						
対象者 ①身体障害者手帳 1級、2級、3級 ②知的障害者療育手帳 A1、A2、B1 ③精神障害者保健福祉手帳 1級 支給対象者が国民健康保険及び医療保険各法の規定によって医療の給付を受け、その医療に要する費用の一部負担金を支払った場合において行います。 身体障害者手帳 1・2級 療育手帳 A1・A2 身体障害者手帳 3級 療育手帳 B1 精神障害者保健福祉 手帳 1級 一部負担金から入院、通院とも1日800円(1カ月1,600円を限度)を控除した額を支給。 ※処方箋による調剤薬局は全額支給。 一部負担金から入院、通院とも1日800円(1カ月1,600円を限度)を控除した額の1/2を支給。 ※処方箋による調剤薬局は一部負担金の1/2の額を支給。 一部負担金から通院のみ1日800円(1カ月1,600円を限度)を控除した額を支給。 ※処方箋による調剤薬局は全額支給。						
科 目	3 款	1 項	1 目	目 名 称	社会福祉総務費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

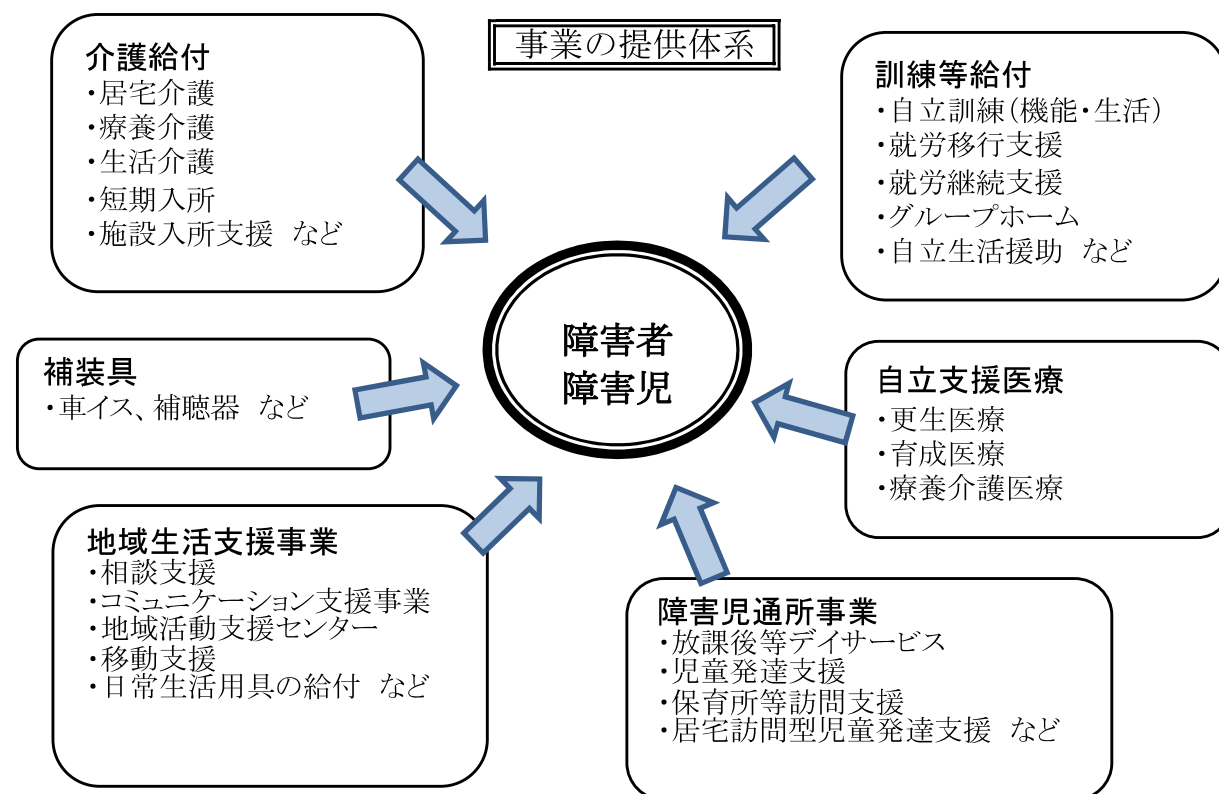
事業名	【継続】 障害者自立支援給付事業				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
1,953,720	962,601	481,763		1,601	507,755
事業期間	平成18年度～			総事業費	

【事業目的】

障害者総合支援法による自立支援給付事業（介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具、地域生活支援事業など）や障害児通所事業を提供し、障害者等の日常生活及び社会生活を総合的に支援します。

【事業概要】

- ≪事業主体≫ 島原市
 ≪事業期間≫ 平成18年度～
 ≪事業内容≫ 障害者等の総合的支援を目的に、支援の必要度合いに応じた各種サービスを提供します。
 ≪利用者負担≫ 原則1割負担（ただし、所得に応じた負担上限額を設定）
 ≪負担割合≫ 事業費の負担割合 国1/2、県1/4、市1/4



科目	3 款	1 項	1 目	目 名 称	社会福祉総務費	
事業計画	前 年 度 ま で			今 年 度		来 年 度 以 降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

5. 高齢者や障害者などを思いやる福祉の充実

当初予算書

121P

事業名	【継続】 生活困窮者自立支援事業				
当初予算額	財 源 内 訳				(単位：千円)
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
7,393	5,535				1,858
事業期間	平成27年度～			総事業費	

【事業目的】

平成27年4月1日から施行された生活困窮者自立支援法に基づき、「自立相談支援事業」及び「住居確保給付金」を実施することにより、生活保護受給者以外の生活困窮者への支援を抜本的に強化を図ります。

【事業概要】

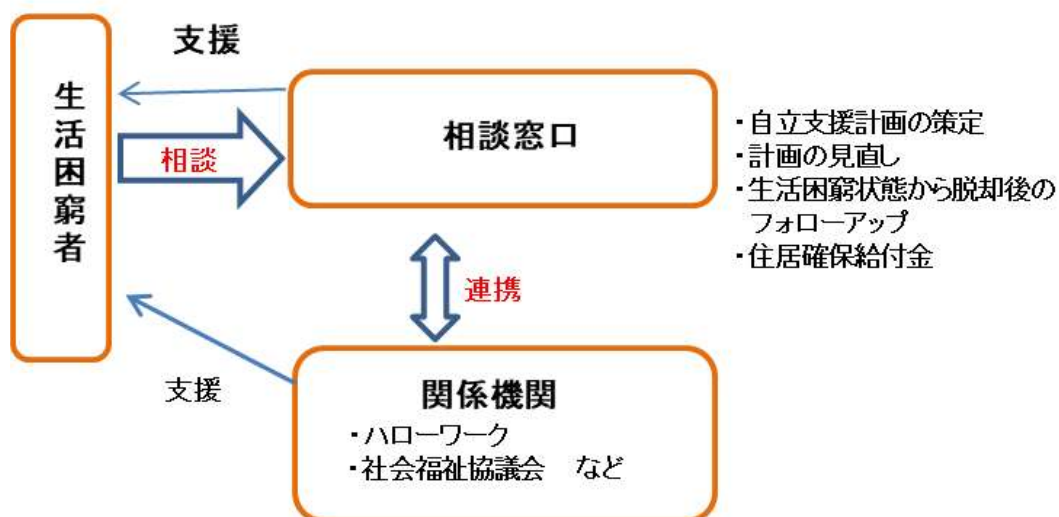
◎「自立相談支援事業」

生活困窮者からの相談を受け、その抱えている課題に応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう自立支援計画を策定し、関係機関（ハローワーク等）と連携して、生活困窮状態から脱却できるよう自立支援計画に基づく就労支援等を行います。

28年度までは社会福祉協議会へ委託していたが、29年度からは市が直接行っています。

◎「住居確保給付金」

離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に対し、就職に向けた活動することなどを条件に一定期間、家賃相当額の「住居確保給付金」を支給することにより、安定した住居の確保と就労による自立を図ります。



科目	3 款	1 項	1 目	目 名 称	社会福祉総務費	福祉課
事業計画	前 年 度 ま で			今 年 度		来 年 度 以 降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

5. 高齢者や障害者などを思いやる福祉の充実

当初予算書

121P

事業名		【継続・新型コロナウイルス感染症対策事業】				
		新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金				
当初予算額		財 源 内 訳 (単位：千円)				
		国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
3,600		3,600				
事業期間		令和3年度～令和4年度			総事業費	
【事業目的】						
新型コロナウイルスの長期化に伴い、困窮する世帯に対して支援金を給付します。 (令和3年5月28日 厚生労働省 緊急事態宣言の延長を踏まえた生活困窮者への追加支援について) ⇒令和3年11月19日 新内閣経済対策により受付期間延長で次年度も支給						
【事業概要】						
新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、緊急小口資金や総合支援資金等の特例貸付を利用している世帯のうち、借入金が限度額に達している世帯や再貸付について不承認となった世帯への支援策として、一定の条件を満たす世帯に対して支援金を給付します。						
(対象者)						
・総合支援資金が借入額が限度額に達している世帯（再貸付終了） ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯						
(支給額の上限・月額)						
・単身世帯60,000円、2人世帯80,000円、3人以上世帯100,000円						
(支給期間)						
・1世帯3ヶ月						
(申込受付期間)						
・当初：令和3年8月末⇒延長：令和3年12月末⇒再延長：令和4年3月末						
(支給要件)						
○収入要件：世帯収入合計額が、市町村民税均等割りが非課税となる収入額の1/12＋家賃額（住宅扶助特別基準額が上限）を超えないこと（目安の月額収入）。 単身世帯110,000円、2人世帯153,000円、3人世帯182,000円						
○資産要件：世帯の預貯金合計額が以下を超えないこと。 単身世帯468,000円、2人世帯690,000円、3人世帯840,000円						
○求職活動要件：誠実かつ熱心に求職活動を行うこと						
※ 収入、資産要件は住居確保給付金に沿って設定。持家世帯も給付対象。						
(扶助額)						
・1人世帯 60,000円× 5世帯×3ヶ月＝ 900,000円 ・2人世帯 80,000円× 5世帯×3ヶ月＝1,200,000円 ・3人以上 100,000円× 5世帯×3ヶ月＝1,500,000円						
※ 国庫負担率10／10 (新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金)						
科目	3 款	1 項	1 目	目 名 称	扶 助 費	福 祉 課
事業計画	前 年 度 まで			今 年 度		来 年 度 以 降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		—

事業名		【継続】 成年後見制度利用促進に係る中核機関運営業務委託				
当初予算額		財 源 内 訳 (単位：千円)				
		国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
3,000						3,000
事業期間		令和2年度～			総事業費	
【事業目的】 中核機関の必要性 認知症や知的障害者その他の精神上の障害があることにより日常生活等に支障がある人たちを支える手段として成年後見制度があるが、十分に活用されていない状況にあることから、支援が必要な人について適切に必要な支援に繋げるための窓口として、中核機関を設置します。 この機関は、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門的知識を有する専門職による助言等の支援や、認知症や知的障害などで判断能力が不十分な人を支援する成年後見制度における利用者の相談窓口や周知広報などを行うもので、その設置・運営業務を委託し、成年後見制度の利用促進を図ります。						
【事業概要】 [実施主体] 島原市 [業務委託先] 島原市社会福祉協議会 [業務内容] ・広報業務（制度の周知・啓発、研修会の開催等） ・相談業務（相談対応、制度利用の必要性及び緊急性の判断、関係機関との連携） ・利用促進業務（申し立て支援業務、市民後見人育成） ・後見人等支援業務（成年後見人等に対する総合支援）						
[委託料] 300万円 ※中核機関設置運営費、市町村計画策定費として地方交付税措置約180万						
科目	3 款	1 項	2 目	目名称	老人福祉費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度	来年度以降	
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ	引き続き実施予定	

5. 高齢者や障害者などを思いやる福祉の充実

当初予算書

123P

事業名		【継続】 在宅高齢者介護見舞金				
当初予算額		財源内訳 (単位：千円)				
		国費	県費	地方債	その他	一般財源
7,800					7,800	
事業期間		平成7年度～			総事業費	
【事業目的】 要介護者を在宅で介護する者に対して見舞金を支給することにより、介護者の日頃の労をねぎらうとともに、高齢者の福祉の増進を図ります。 【事業概要】※令和3年度～ 要綱改正 〔事業主体〕 島原市 〔支給要件〕 基準日(9月1日)現在、本市に住所を有する方で、基準日前1年間に おいて、在宅高齢者を183日以上介護している方 〔支給金額〕 在宅高齢者1人につき 年額5万円 〔在宅高齢者とは〕基準日(9月1日)現在下記のいずれの条件も満たす方 (1)本市に1年以上継続して住所を有する方 (2)満65歳以上の方 (3)要介護3以上又は、要介護認定を受けていない方については、要綱に定める調査表の 項目に一定以上該当する方 〔認定・支給〕 ①申請受付⇒9月末日まで ②保健師による実態調査(要介護認定なしの方)⇒10月～11月頃 ③見舞金支給⇒年度内 <pre> graph TD A[市] -- "①申請" --> B[介護者] B -- "②調査・審査・決定 ③支給" --> A </pre>						
科目	3款	1項	2目	目名称	老人福祉費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	在宅高齢者1人につき 支給額50,000円			在宅高齢者1人につき 支給額50,000円		引き続き実施予定

事業名	【継続・人口減少対策】 高齢者福祉交通機関利用助成事業				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
19,407				19,407	
事業期間	平成18年度～			総事業費	

【事業目的】

高齢者がタクシー・路線バス・鉄道などを利用する際の料金の一部を助成することで、高齢者の社会活動の範囲を広め、自立を支援し、高齢者の福祉の向上に寄与するとともに地域交通の振興を図ります。

【事業概要】

《内 容》

1枚100円の利用券を1年間に一人当たり60枚交付します。

利用1回につき500円まで利用できます。

《対象者》

島原市に住所を有する人で、次のいずれかの要件を満たす人

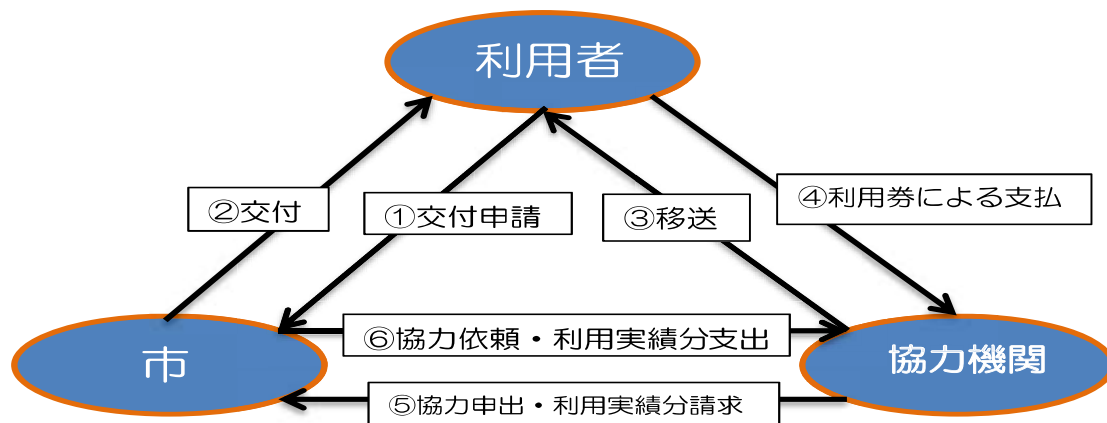
①75歳以上で、所得税非課税かつ車を運転しない人、

②65歳以上で、運転免許証を自主返納した人

《協力機関》

市内に所在する会社

- ・タクシー（有明、小嵐、島鉄、第一交通、林田観光、平成観光、本多観光）
- ・介護タクシー（林田観光、ほおじろ、あいあい、第一交通、あつぷる、スマイル福祉、ねこのて）
- ・島原鉄道 ・島鉄路線バス
- ・コミュニティバス たしろ号



科目	3 款	1 項	2 目	目名称	老人福祉費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

事業名	【継続】 緊急通報システム				
当初予算額	(単位：千円)				
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
3,097				3,097	
事業期間	平成15年度～			総事業費	

【事業目的】

ひとり暮らし高齢者などが、急病などの際、簡単な操作で緊急であることを知らせることができるシステムで、高齢者の安全確保と不安解消を図ります。

【事業概要】

24時間体制で看護師など専門スタッフが待機

```

graph TD
    User[利用者] -- ①緊急通報 --> Contractor[市が委託した業者]
    Contractor -- ②確認・対応 --> User
    Contractor -- ③確認要請 --> Registered[あらかじめ登録した  
・緊急連絡先  
・協力者]
    Registered -- ③必要に応じ、救急車の出動要請 --> Contractor
    Registered -- ④援助 --> User
    Fire[消防署] -- ④救急車出 --> User
    
```

※緊急通報の受付以外にも、毎月2回、安否確認の電話連絡

▼対象者 ひとり暮らし高齢者

※高齢者夫婦で、一人が寝たきりや介護が必要な世帯や、昼間一人となる世帯なども生活状況を勘案し、利用希望申請に基づき機器を貸与します。

▼利用料 月額300円

科目	3款	1項	2目	目名称	老人福祉費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

5. 高齢者や障害者などを思いやる福祉の充実

当初予算書
125P

事業名	【継続】 敬老無料入浴サービス				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
3,479					3,479
事業期間	平成18年度～			総事業費	

【事業目的】

長年社会に貢献してこられた高齢者を敬愛し長寿を祝福します。

【事業概要】

《内 容》

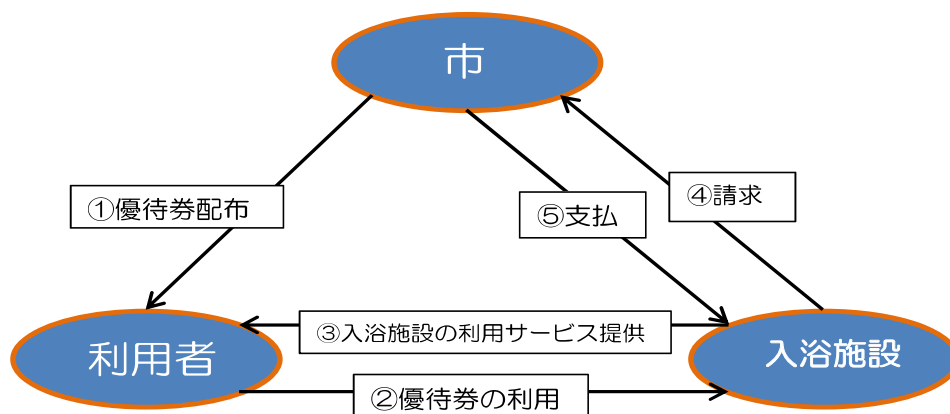
対象者へ入浴優待券を1人5枚配布し実施期間中の入浴を楽しんでいただきます。

《対象者》

基準日の9月1日に満70歳以上の方

《実施施設》

「ゆとろぎの湯」、「有明福祉センター美人の湯」



(利用実績)

令和3年度 3,329,610円

令和2年度 3,371,270円



科目	3 款	1 項	2 目	目名称	老人福祉費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	敬老の日から2カ月間 優待券は一人5枚			敬老の日から2カ月間 優待券は一人5枚		引き続き実施予定

5. 高齢者や障害者などを思いやる福祉の充実

当初予算書

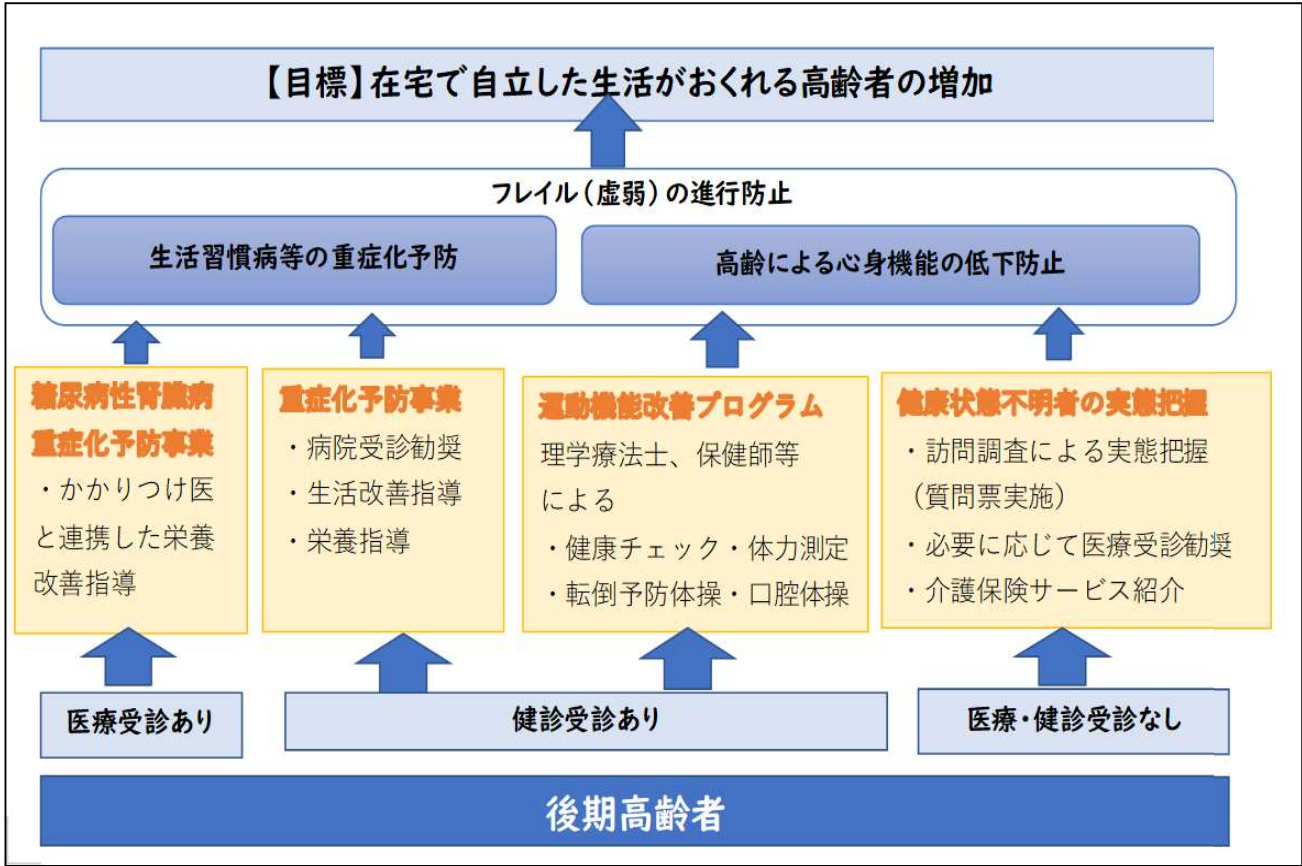
125P

事業名	【継続】 ねたきり高齢者等おむつ費助成事業					
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)					
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
2,400				2,400		
事業期間	平成18年度～			総事業費		
【事業目的】 ねたきり高齢者及びねたきり身体障害者の世帯に対し、おむつ代の一部を助成することにより、介護にかかる負担を軽減します。						
【事業概要】 ≪内 容≫ 購入費の3分の1を助成し、上限を月額5千円とします。						
≪対象者≫ 満65歳以上のねたきり高齢者及びねたきり身体障害者で次のいずれも満たす方 (1) 常時おむつを使用している方 (2) 前年分(1月から6月までの間に購入した分について申請する場合にあっては、前々年分)の所得税非課税世帯に属する方 (3) 日常生活動作の状況が要綱に定める調査表の該当要件を満たす方						
<pre> graph LR City[市] -- "③申請" --> Target[対象者] Target -- "④審査決定・振込" --> City Target -- "①購入・支払" --> Shop[店舗・業者] Shop -- "②納品" --> Target </pre>						
科目	3 款	1 項	2 目	目名称	老人福祉費	福祉課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	購入費の3分の1を助成 上限は月額5千円			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

事業名	【継続】 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
23,682				23,618	64
事業期間	令和3年度～			総事業費	

【事業目的】
この事業は、高齢者の心身の多様な課題に対し、KDB（国保データベースシステム）の健診・医療・介護の情報などを活用し、要介護状態や疾病が重症化する可能性がある後期高齢者を抽出し、訪問指導等によりアプローチし、介護予防、重症化予防を行う事業であり、将来の後期高齢者医療の医療費削減を目指しつつ、健康寿命の延伸を図るものです。

【事業概要】
事業の企画調整を行う保健師（職員・兼任）1人の指導のもと、医療専門職（保健師、看護師、歯科衛生士、管理栄養士等の会計年度任用職員）8人を雇用して、KDBから重度化リスクのある者を抽出し、訪問等を行うことによって、適切な医療や介護のサービスにつないだり、生活習慣の改善を目指します。



科目	3 款	1 項	7 目	目名称	後期高齢者医療費	保険健康課
事業計画	前年度まで			今年度	来年度以降	
	事業の実施体制の確立を目指しながら、上記事業内容を実施します。			上記事業概要と同じ	引き続き実施予定	

事業名	【新規】 有明温泉施設管理経費（温泉揚水ポンプ更新）				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
11,800			11,800		
事業期間	令和4年度 (単年度事業)			総事業費	

【事業目的】

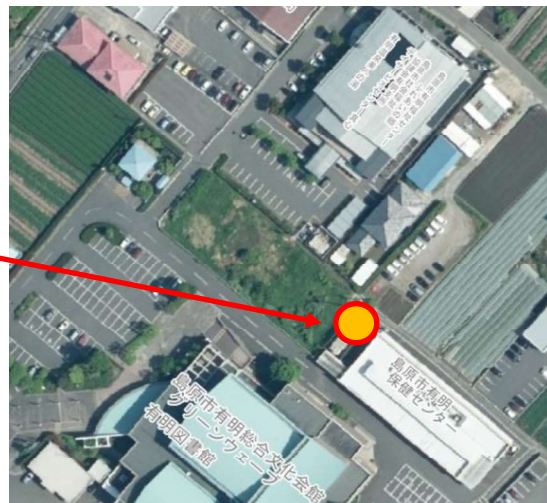
温泉揚水ポンプを計画的に更新することによって、ポンプの故障による美人の湯の休館を未然に防ぎ、安定した給湯及び施設運営を図ります。

【事業概要】

- ・温泉揚水ポンプは、稼働中のポンプと予備ポンプの計2台を保有しており、新品の場合5年まで、再利用の場合3年までに更新することによって、故障を未然に防ぎ、安定した施設運営を図ります。
- ・稼働中のポンプは経年劣化のため廃棄し、予備ポンプと入れ替え更新を行います。さらに、新しいポンプを購入して予備ポンプとして保管します。



温泉揚水ポンプ入替状況



位置図

科目	3 款	1 項	8 目	目 名 称	有明福祉センター管理費	有明支所
	前 年 度 ま で			今 年 度		来 年 度 以 降
事業計画	—			温泉揚水ポンプ更新		—

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書

133P

事業名		【継続・人口減少対策】 福祉医療費（乳幼児、小中学生、ひとり親等）				
当初予算額		財 源 内 訳 (単位：千円)				
		国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
107,734			39,907	27,600		40,227
事業期間				総事業費		

【事業目的】

乳幼児、小・中学生、ひとり親家庭等の子育て家庭における経済的負担の軽減を目的に、医療費の一部を助成し、福祉の増進を図ることで、安心して子育てができる環境づくりを目指すとともに、子どもを産み育てやすい環境を整備することで、人口減少の歯止めを図ります。

【事業概要】

(1) 対象者等

区 分	要 件	助成方法	所得制限
① 乳幼児	出生から小学校就学前までの者	現物給付	なし
② 小中学生	小学校就学から中学校卒業までの者	償還払い	なし
③ ひとり親	父・母 現に、原則として、18歳未満の子を監護する者、または 20歳未満の学生を監護する者で配偶者のいない者 (県費補助対象は70歳未満の者)	償還払い	あり
	子 就学前までを除く18歳未満の者または高等学校在学の20歳未満の者	償還払い	あり
④ 寡婦等	60歳～69歳の独居者(扶養されていない者) ※所得税非課税世帯のみ	償還払い	あり

※現物給付 医療機関で受給者証を提示していただくことで、福祉医療費の自己負担額までの支払いで受診できます。市への支給申請は必要ありません。

※償還払い 医療機関の窓口で医療費をいったん支払い、翌月以降、領収書を添付して市へ申請することで、後日、助成額を口座へ振り込みます。

(2) 給付内容

区 分	内 容
① 乳幼児	・医療機関に支払った額(保険適用分)から、医療機関ごと、1か月ごとに自己負担額(1日800円、月上限1,600円)を控除した額
② 小中学生	
③ ひとり親	
	父・母 ・院外処方薬代は全額給付(自己負担なし)
	子
④ 寡婦等	・医療機関に支払った額(保険適用分)から、1日1,200円を控除した額(入院のみ)

※負担割合 県 1 / 2 市 1 / 2 (小・中学生、寡婦は県費補助なし)

科目	3 款	2 項	1 目	目 名 称	児童福祉総務費	こども課
事業計画	前 年 度 ま で			今 年 度		来 年 度 以 降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引続き実施予定

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書

135P

事業名		【継続】 病児保育事業				
当初予算額		財 源 内 訳 (単位：千円)				
		国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
13, 161		4, 387	4, 387			4, 387
事業期間		令和3年度～			総事業費	
【事業目的】 病気の回復期に至らない場合、及び病気回復期にある児童に対し、集団保育が困難な期間における一時的な保育サービスを実施施設が提供することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与することを目的とします。						
【事業概要】 ○実施主体 島原市 ○施設名 病児保育オリーブ（うちだキッズクリニック内） ○利用時間 月曜～金曜 8時30分～17時30分 土曜 8時30分～16時30分 ○定 員 6人 ○料 金（1日につき） 2,000円 ※生活保護世帯および市町村民税非課税世帯は0円						
						
科 目	3 款	2 項	1 目	目名称	児童福祉総務費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	令和3年5月から事業開始			上記内容に同じ		引き続き実施予定

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書
135P

事業名	【継続】 地域子ども・子育て支援事業費補助金				
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)				
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
199,085	58,628	60,398		19,656	60,403
事業期間				総事業費	

【事業目的】

子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、「島原市子ども・子育て支援事業計画」に従い、子ども及びその保護者に必要な地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施します。

(【根拠法令】子ども・子育て支援法第59条及び第61条第1項)

【事業及び補助率】

事業名		補助率			補助金交付先
		国	県	市	
1	延長保育事業	1/3	1/3	1/3	・ 私立保育所 ・ 認定こども園 ※認定こども園は、新制度 施行後から対象（H27～） ※2放課後児童健全育成事業 のうち一部事業（母子家 庭等児童助成事業）は 県1/2、市1/2
2	放課後児童健全育成事業				
3	一時預かり事業				
4	地域子育て支援拠点事業				
5	病児保育事業（病後児）				
6	障害児保育事業	－	－	10/10	
7	発達促進保育事業	－	－		

【事業別内訳】

【資料】

										(単位: 千円)
事業名		R4当初予算				R3当初予算				増減額
		事業費	財源内訳			事業費	財源内訳			
			国	県	市		国	県	市	
1	延長保育事業	12,463	4,154	4,154	4,155	11,892	3,964	3,964	3,964	571
	保育所	10,198	4,154	4,154	4,155	10,048	3,964	3,964	3,964	150
	認定こども園	2,265				1,844				421
2	放課後児童健全育成事業	72,000	22,820	24,590	24,590	70,000	22,316	23,841	23,843	2,000
	基本分	68,460	22,820	22,820	22,820	66,950	22,316	22,316	22,318	1,510
	母子家庭等支援分	3,540	—	1,770	1,770	3,050	—	1,525	1,525	490
3	一時預かり事業	48,335	16,111	16,111	16,113	41,273	13,757	13,757	13,759	7,062
	保育所	34,788	16,111	16,111	16,113	33,891	13,757	13,757	13,759	897
	認定こども園	13,547				7,382				6,165
4	地域子育て支援拠点事業	40,703	13,567	13,567	13,569	40,027	13,342	13,342	13,343	676
5	病児保育事業（病後児）	5,928	1,976	1,976	1,976	9,428	3,142	3,142	3,144	△ 3,500
6	障害児保育事業	7,560	—	—	7,560	3,780	—	—	3,780	3,780
7	発達促進保育事業	12,096	—	—	12,096	3,780	—	—	3,780	8,316
合計		199,085	58,628	60,398	80,059	180,180	56,521	58,046	65,613	18,905

科目	3 款	2 項	1 目	目名称	児童福祉総務費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書

135P

事業名	【継続】 ファミリーサポートセンター事業				
当初予算額	財 源 内 訳				(単位：千円)
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
2,960	786	786			1,388
事業期間	平成30年度～			総事業費	

【事業目的】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の人やそれをサポートする人を会員として、援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整をファミリーサポートセンターで行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進し、多様なニーズへの対応を図ります。

【対象者】

- 児童の預かりの援助を受けたい人（依頼会員）
 - ・市内在住で、生後6か月から小学生までの子どもをお持ちの方
- 児童の預かりの援助を行いたい人（提供会員）
 - ・市内在住で、心身ともに健康で子育てに熱意がある方
 - ・原則、自宅で子どもを預かることができる方
 - ・本センターの講習を修了した方

【事業内容】

相互援助活動の内容は、おおむね次に掲げるものとします。

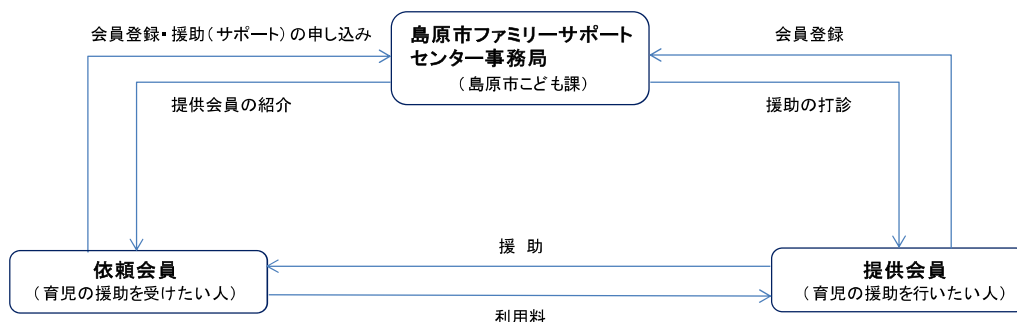
1. 保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり
2. 保育施設までの送迎
3. 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
4. 学校の放課後の子どもの預かり
5. 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり
6. 買い物等外出の際の子どもの預かり

【預かりの時間】

○原則 7：00～22：00

【利用料金】

○700円～900円／時間



科目	3 款	2 項	1 目	目 名 称	児童福祉総務費	こども課
事業計画	前 年 度 まで			今 年 度		来 年 度 以 降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

事業名		【継続】 認定こども園施設整備費補助金				
当初予算額		財源内訳 (単位：千円)				
		国費	県費	地方債	その他	一般財源
528, 288		425, 348		102, 800		140
事業期間		令和３年度～令和４年度 (複数年度事業)			総事業費	628, 394
【事業目的】 「とことん子育てにやさしいまちづくり」を目指し、安心して子どもを産み、育てることができる社会環境をつくるため、認定こども園の施設整備に対して助成を行います。						
【事業概要】 認定こども園における入所児童の保育環境の改善を図るため、認定こども園の園舎の建て替えに対し助成を行います。						
○ひかわ第一幼稚園改築事業分				単位：千円		
				令和３～４年度	令和３年度 (22%)	令和４年度 (78%)
総事業費				476, 190	104, 761	371, 429
財源内訳	国費	認定こども園整備交付金 (1/2)		79, 790	17, 553	62, 237
		保育所等整備交付金 (2/3)		169, 701	37, 334	132, 367
	市費	認定こども園分 (1/4)		39, 895	8, 776	31, 119
		保育所分 (1/12)		21, 212	4, 666	16, 546
			事業主負担		165, 592	36, 432
○島原幼稚園改築事業分				単位：千円		
				令和３～４年度	令和３年度 (10%)	令和４年度 (90%)
総事業費				434, 347	43, 434	390, 913
財源内訳	国費	認定こども園整備交付金 (1/2)		78, 314	7, 831	70, 483
		保育所等整備交付金 (2/3)		178, 067	17, 806	160, 261
	市費	認定こども園分 (1/4)		39, 157	3, 915	35, 242
		保育所分 (1/12)		22, 258	2, 225	20, 033
			事業主負担		116, 551	11, 657
科目	3款	2項	1目	目名称	児童福祉総務費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		—

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書
139P

事業名		【新規】 子ども家庭総合支援拠点運営事業				
当初予算額		財 源 内 訳 (単位：千円)				
		国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
3,769		1,884				1,885
事業期間		令和4年度～			総事業費	
【趣旨・目的】 市内に所在するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点の運営を行います。 国においてはすべての市区町村に、長崎県においても県内の市町に、令和4年度までに設置されることを目指しています。						
【実施主体】 島原市						
【支援対象】 市内に所在するすべての子どもとその家庭及び妊産婦等 ＊子どもの家庭は里親及び養子縁組を含み、妊産婦は妊娠期（胎児期）を含みます。						
【設置形態】 島原市の場合 小規模A型（児童人口概ね0.9万人未満（人口約5,6万人未満）＊児童人口規模に応じたもの						
【職員の人員配置】 人口5万人未満の場合は、子ども家庭支援員を常時2人以上						
【市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業補助金】 小規模A型（市区町村直営の場合）：1支援拠点当たり 3,769千円（補助率：国1／2 市区町村1／2） ＊令和4年度国予算						
「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱6 抄本抜粋 (4) 人財育成 市区町村は、支援拠点に配置する職員の計画的な育成に努め、人事異動等によって質の低下を招くことがないよう、効果的かつ計画的なローテーションに配慮しつつ、社会福祉士等の資格等の取得や、研修受講やスキルアップのための自己研鑽等を行う職員に対する必要な支援など、職員の資質の向上に努めることが求められます。						
科目	3 款	2 項	1 目	目名称	児童福祉総務費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	—			新規事業開始		引き続き実施予定

事業名	【新規】 保育補助者雇上強化事業費補助金				
	財 源 内 訳 (単位：千円)				
当初予算額	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
48,993	36,744	6,124			6,125
事業期間	令和4年度～			総事業費	

【事業目的】

保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的とします。

【事業概要】

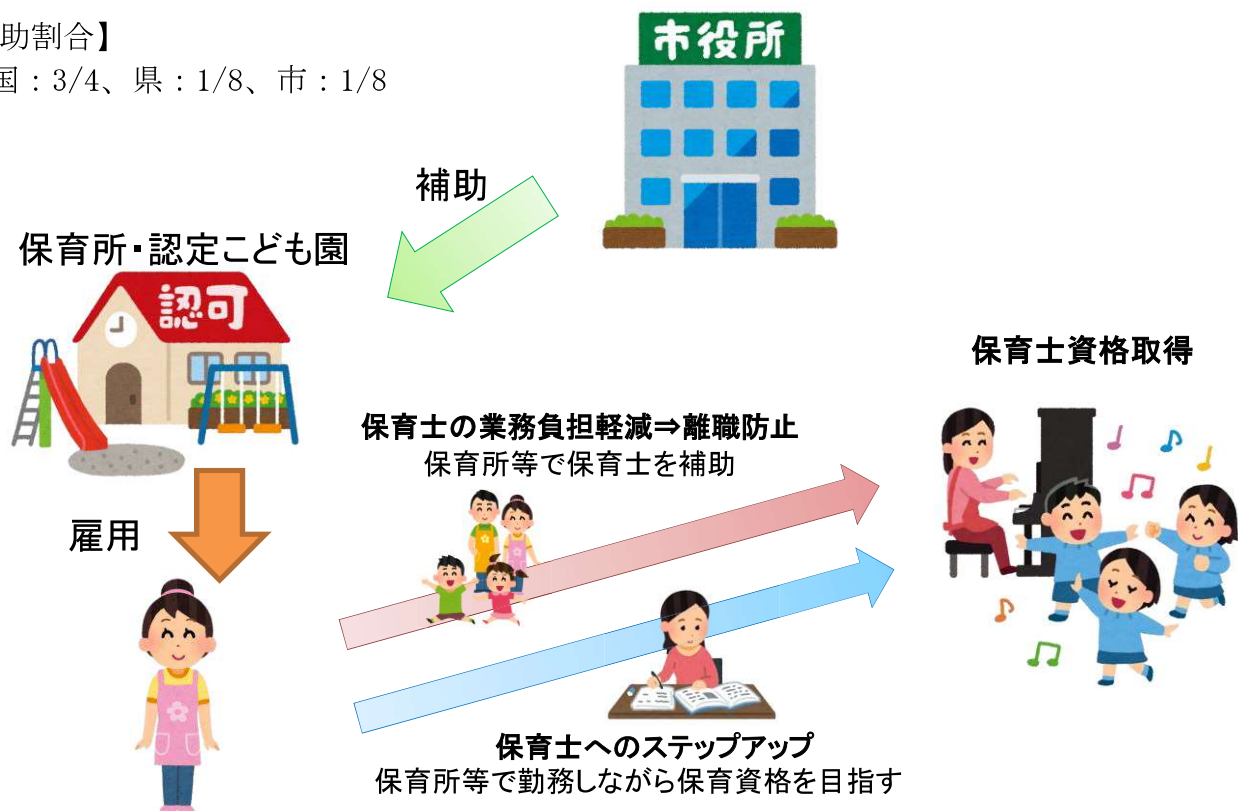
保育所等において、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助します。

【補助基準額】

1施設当たり 年額2,333千円

【補助割合】

国：3/4、県：1/8、市：1/8



科目	3 款	2 項	1 目	目名称	児童福祉総務費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	—			上記内容に同じ		引き続き実施予定

事業名	【継続】 未熟児養育医療給付事業				
	財 源 内 訳 (単位：千円)				
当初予算額	国費	県費	地方債	その他	一般財源
3,793	1,476	738		828	751
事業期間	平成25年度～			総事業費	

【事業目的】

養育のため入院治療が必要な未熟児に対して、その治療に要する医療費を給付することにより、乳児の健やかな育成を図ります。

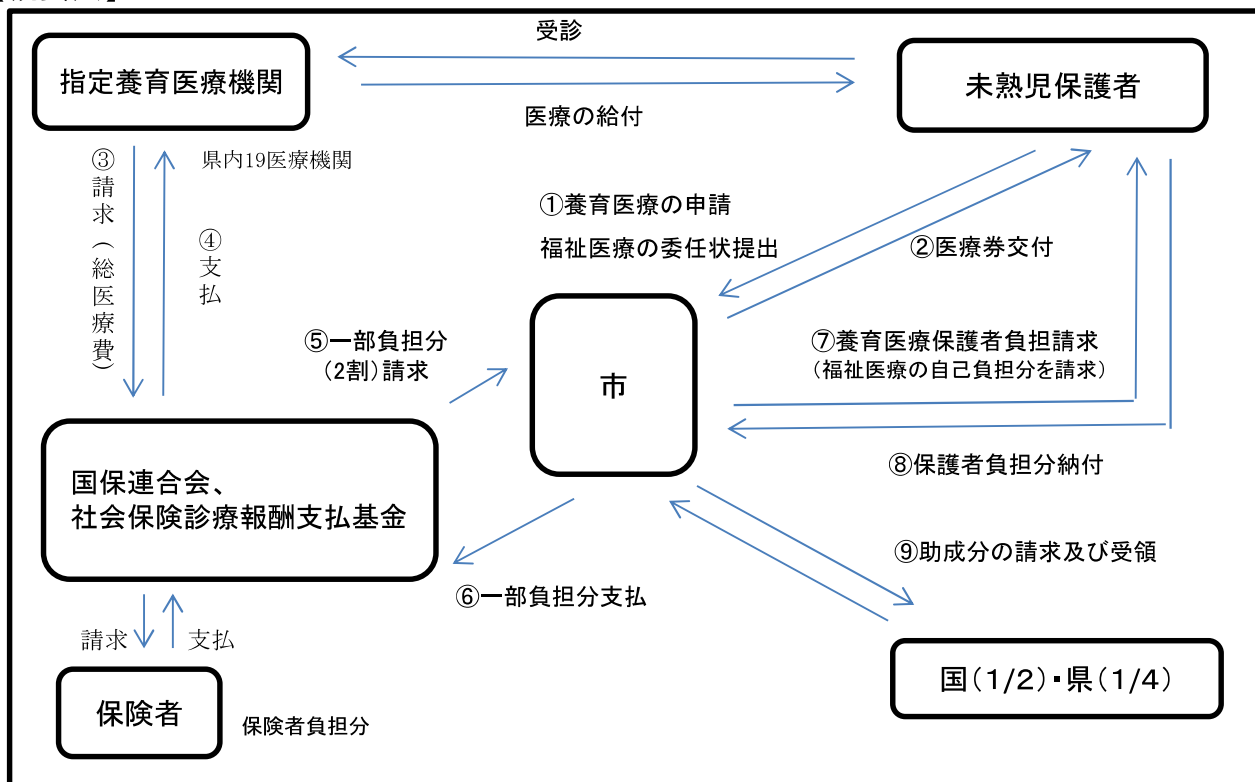
【事業概要】

- ＜対象者＞ 医師が入院養育を必要と認めた未熟児
- ＜給付内容＞ 指定養育医療機関で行う未熟児の入院治療費（保険診療の一部負担金）
（県内指定医療機関19か所、長崎大学病院、長崎医療センターの利用が多い）
- ＜給付方法＞ 【現物給付】市が保険診療の一部負担金（2割）を医療機関へ全額支払うもので、保護者は医療機関への医療費の支払いはありません。
- ＜保護者負担金＞ 世帯の課税状況により負担金が決めており市に納入します。

【補助率】

国1/2 県1/4 市1/4

【概要図】



科目	3 款	2 項	1 目	目名称	児童福祉総務費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書

141P

事業名		【継続】 すこやか赤ちゃん支援事業				
当初予算額		財 源 内 訳				(単位：千円)
		国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
12,111				12,100		11
事業期間		平成25年度～			総事業費	
【事業目的】 乳幼児を養育している保護者に対し、第2子目からおむつ等の購入費用を助成することで子育て家庭の経済的負担を軽減し、本市で多くの子どもたちを産み育てられる環境の向上を図ります。						
【事業概要】 市が指定する販売店で使用できる「すこやか赤ちゃん券」を支給します。						
【対象者】 次の条件をいずれも満たす人						
①市内に住所を有し、かつ居住している人						
②満2歳未満の第2子以降の子どもと同居し、養育している人 (2歳になる誕生月の前月までが対象)						
※支給対象児の第2子以降の判定については、満18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童の中で、数えるものとします。						
【支給額】 第2子・・・月額 2,000円分の購入券 (年額 24,000円)						
第3子以降・・・1人につき月額3,000円分の購入券 (年額 36,000円) (出生時に0歳分を支給し、満1歳の誕生月に1歳分を支給する。)						
【取扱店】 取扱店登録をした市内の店舗数は20店舗						
【対象商品】						
おむつ関連用品		紙・布おむつ、おむつカバー、おしりふき 等				
授乳関連用品		粉ミルク、哺乳瓶、搾乳機 等				
離乳食関連用品		離乳食、食器、保存ケース 等				
～事業スキーム～						
市		①出生・1歳到達時に申請				
		②すこやか赤ちゃん券を支給				
⑤1か月分のすこやか赤ちゃん券を取りまとめて市へ請求 (請求書・使用済券)		③代金の一部としてすこやか赤ちゃん券を使用				
⑥支払		④対象商品(おむつ等)の販売				
販売店 (協力店)		保護者				
科目	3 款	2 項	1 目	目 名 称	児童福祉総務費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定

事業名	【継続】 保育士等処遇改善臨時特例事業					
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)					
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源	
41,793	41,793					
事業期間	令和3年度～令和4年度			総事業費		
【事業目的】						
令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の処遇の改善のために必要な費用を補助します。						
【事業概要】						
保育士や幼稚園教諭、放課後支援員等を対象に、賃上げ効果が継続されることを前提として、令和4年2月から9月まで収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施します。						
※令和4年10月以降に関しては、公定価格の見直し又は子ども・子育て支援交付金により同様の措置を講じます。						
■対象者						
保育所や幼稚園等に勤務する職員又は放課後児童クラブに勤務する職員						
※ 役員を兼務する施設長を除く。						
■補助割合 国：10/10						
《保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金》			《放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業費補助金》			
■事業費所要額 38,257千円－①			■事業費所要額 3,036千円－②			
《賃金改善部分》			放課後児童クラブ（12か所）			
保育所（19施設） 19,952千円			《算定式》			
認定こども園（7施設） 10,928千円			○11,000円×賃金改善対象者数（※）			
《国家公務員給与改定対応部分》			×事業実施月数（6か月分）			
保育所（19施設） 4,858千円						
認定こども園（7施設） 2,519千円						
			（※）令和4年2月1日現在で勤務している常勤職員数に 常勤換算後の非常勤職員数を加えたもの			
《実施円滑化事業》						
■事業費所要額 500千円－③						
《総事業費》 ①+②+③＝41,793千円						
科目	3 款	2 項	1 目	目 名 称	児童福祉総務費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		—

事業名		【継続・新型コロナウイルス感染症対策事業】 保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業				
当初予算額		財 源 内 訳 (単位：千円)				
		国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
21,800		9,000	3,800			9,000
事業期間		令和3年度～令和4年度			総事業費	
【事業目的】 保育所等及び地域子ども・子育て支援事業の事業所において、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費に対し補助等を行います。						
【事業概要】 ①職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費(かかり増し経費、研修受講)に対する補助 ②事業所等へのマスクや消毒液等の配布、感染防止用の備品購入等						
【対象事業】 《保育対策総合支援事業費補助金分》 保育所（19施設）、認定こども園（7施設）、認可外保育施設（3施設） 《子ども・子育て支援交付金分》 ①放課後児童健全育成事業（12事業所）、②子育て短期支援事業（1事業所）、 ③乳児家庭全戸訪問事業（1事業所）、④地域子育て支援拠点事業（7事業所）、 ⑤病児保育事業（3事業所）						
【補助基準額】 《保育対策総合支援事業費補助金分》 1施設当たり 300千円～500千円 《子ども・子育て支援交付金分》 1事業当たり 150千円～500千円						
【補助割合】 《保育対策総合支援事業費補助金分》 国：1/2、市：1/2 ※認可外保育施設は、県が所管のため、県が10/10負担する 《子ども・子育て支援交付金分》 国：1/3、県：1/3、市：1/3						
科目	3 款	2 項	1 目	目名称	児童福祉総務費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業			保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業		—

事業名

【継続】
子どものための教育・保育給付費

当初予算額

財源内訳

(単位：千円)

2,456,216

1,213,892

544,107

57,300

38,012

602,905

事業期間

総事業費

【事業目的】

子ども・子育て支援新制度により、保育所、幼稚園、認定こども園への財政支援を行います。

【負担割合】

○1号認定（教育） 全国統一費用部分 73.8% 国 1／2、県 1／4、市 1／4
地方単独負担部分 26.2% 県 1／2、市 1／2

○2号認定（保育） 国 1／2、県 1／4、市 1／4

3号認定（保育） 子ども子育て拠出金から10.4%を充当。
残りの89.6%を 国 1／2、県 1／4、市 1／4

保育所（私立）

認定こども園

(単位：円)

施設名	給付費	施設名	認定区分	経費総額 a	保育料 (園収入) b	給付費 a-b	給付費計 (教育+保育)
白山保育園	74,042,320	ありあけ幼稚園	教育	30,304,920	0	30,304,920	131,570,160
浦田保育園	54,007,200		保育	104,022,840	2,757,600	101,265,240	
おさなご園	84,712,180	勝光幼稚園	教育	9,844,120	0	9,844,120	81,965,280
こひつじ保育園	83,535,230		保育	73,333,160	1,212,000	72,121,160	
たけしま保育園	92,415,080	ひかわ第一幼稚園	教育	39,571,520	0	39,571,520	137,032,490
わかくさ園保育所	94,722,540		保育	100,528,170	3,067,200	97,460,970	
愛児保育園	97,527,520	清華こども園	教育	20,256,700	0	20,256,700	109,739,880
安徳保育園	120,283,990		保育	92,048,780	2,565,600	89,483,180	
桜花保育園	66,493,920	島原幼稚園	教育	39,192,240	0	39,192,240	140,484,890
寺町保育園	36,213,900		保育	104,707,850	3,415,200	101,292,650	
春陽保育園	116,752,770	みどり保育園	教育	18,478,080	0	18,478,080	136,870,910
中木場保育園	105,000,960		保育	121,476,830	3,084,000	118,392,830	
美祢保育園	23,630,040	山寺保育園	教育	24,776,940	0	24,776,940	81,448,250
みやま保育園	47,718,030		保育	59,155,310	2,484,000	56,671,310	
向陵保育園	67,093,500	市外	教育	13,523,970	0	13,523,970	47,296,800
東向保育園	55,424,220		保育	35,332,830	1,560,000	33,772,830	
心香保育園	110,996,730	計	教育	171,171,550	0	195,948,490	866,408,660
誓願幼稚園	89,139,420		保育	631,450,460	20,145,600	670,460,170	
恵祥保育園	92,341,920	合計	認定区分	入所児童数 (市民)	給付費		
市外	77,756,100		教育	140	195,948,490		
私立計	1,589,807,570	認定こども園	保育	553	670,460,170		
		保育所（私立）	保育	1,118	1,589,807,570		
		計		1,811	2,456,216,230		

科目

3款

2項

2目

目名称

児童措置費

こども課

前年度まで

今年度

来年度以降

事業計画

上記事業概要と同じ

上記事業概要と同じ

上記事業概要と同じ

事業名		【継続】 児童手当等給付費				
当初予算額		財 源 内 訳 (単位：千円)				
		国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	
654,840		451,484	101,678		101,678	
事業期間				総事業費		
【事業目的】						
児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童のすこやかな育ちに寄与することを目的としています。						
【事業概要】						
中学校修了までの児童を監護し、かつ、一定の生計関係を有する場合、その父母又は養育者に児童手当を支給します。（月額は以下のとおり）						
児童一人あたりの支給月額	対象児童	所得制限				
		限度額未満の世帯	限度額以上の世帯			
	3歳未満（一律）	15,000円	【特例給付】 一律5,000円			
	3歳以上小学校修了まで（第1子・第2子）	10,000円				
	3歳以上小学校修了まで（第3子以降）	15,000円				
中学生（一律）	10,000円					
※ 支給月は、6月・10月・2月の年3回支給						
【負担割合】						
支給対象児童		国	県	市		
0歳～3歳未満	被用者	37/45	4/45	4/45		
	非被用者	4/6	1/6	1/6		
3歳以上～小学校修了前	第1子・第2子	4/6	1/6	1/6		
	第3子以降	4/6	1/6	1/6		
中学生		4/6	1/6	1/6		
所得制限以上世帯		4/6	1/6	1/6		
科目	3 款	2 項	2 目	目 名 称	児童措置費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引続き実施予定

4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書

143P

事業名	【継続】 児童扶養手当給付費																
当初予算額	財 源 内 訳 (単位：千円)																
	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源												
234,353	78,117				156,236												
事業期間				総事業費													
【事業目的】 父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、児童扶養手当を支給し、児童が心身ともに健康やかに成長できるよう、児童の福祉の増進を図ります。 【事業概要】 (1) 支給対象者 次の条件にあてはまる18歳到達後最初の3月31日までにある者（一定の障害を有する場合は 20歳未満）を監護している父、母または養育者に支給します。 ①父母が離婚した子 ②父または母が死亡した子 ③父または母が重度の障害にある子 ④父または母の生死が明らかでない ⑤父または母から1年以上遺棄されている子 ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている子 ⑦父または母が1年以上拘禁されている子 ⑧母が婚姻しないで生まれた子 (2) 支給額 受給資格者等の所得に応じて、手当の一部又は全部の支給が制限されます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>全部支給（月額）</th> <th>一部支給（月額） ※所得に応じて決定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童1人のとき</td> <td>43,160円</td> <td>43,150円～10,180円</td> </tr> <tr> <td>児童2人のとき</td> <td>10,190円</td> <td>10,180円～5,100円</td> </tr> <tr> <td>児童3人以上のとき （児童1人につき）</td> <td>6,110円</td> <td>6,100円～3,060円</td> </tr> </tbody> </table> (3) 支給月 1月、3月、5月、7月、9月、11月 の年6回支給。 ※負担割合 国1／3 市2／3						区 分	全部支給（月額）	一部支給（月額） ※所得に応じて決定	児童1人のとき	43,160円	43,150円～10,180円	児童2人のとき	10,190円	10,180円～5,100円	児童3人以上のとき （児童1人につき）	6,110円	6,100円～3,060円
区 分	全部支給（月額）	一部支給（月額） ※所得に応じて決定															
児童1人のとき	43,160円	43,150円～10,180円															
児童2人のとき	10,190円	10,180円～5,100円															
児童3人以上のとき （児童1人につき）	6,110円	6,100円～3,060円															
科 目	3 款	2 項	2 目	目 名 称	児童措置費	こども課											
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降											
	上記事業概要と同じ			引続き実施予定		引続き実施予定											

事業名	【継続・人口減少対策】 保育所等副食費助成事業				
	財 源 内 訳 (単位：千円)				
当初予算額	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
39,420			39,400		20
事業期間	令和元年度～			総事業費	

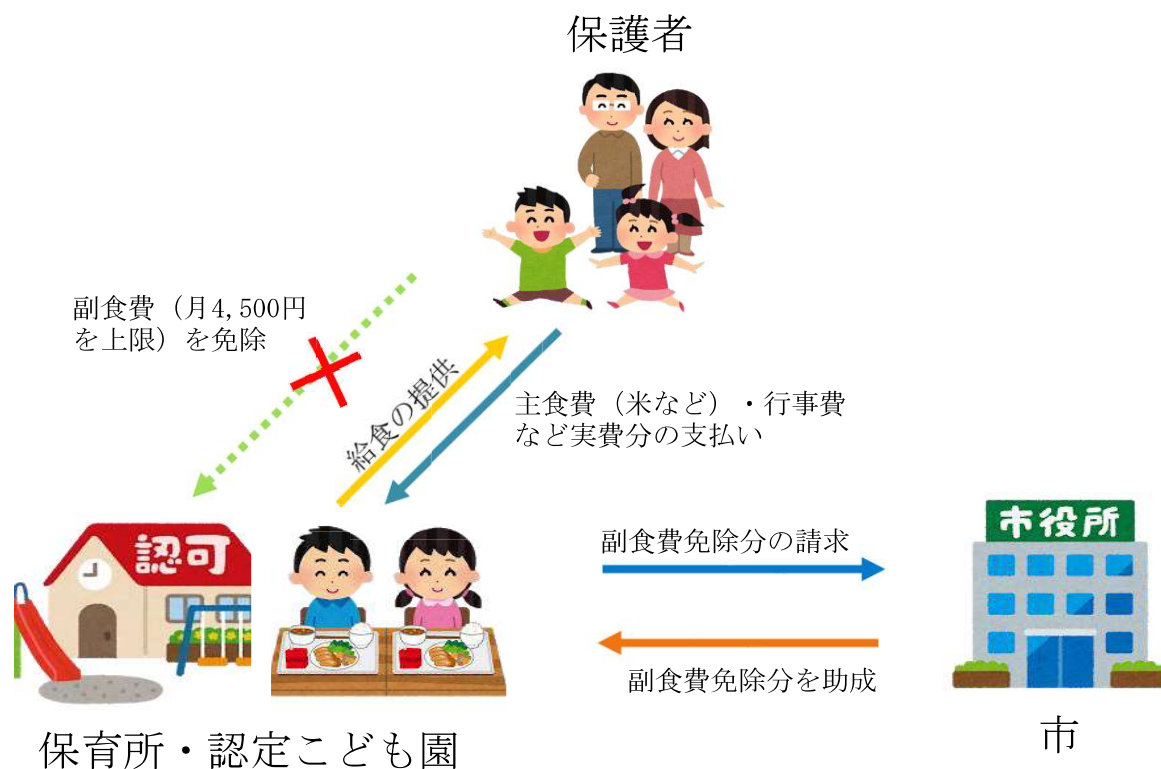
【事業目的】

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者負担が発生する副食費について助成を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

【事業概要】

保育所や認定こども園に入所している3歳以上の子ども（ただし、国が副食費の免除対象者とした子どもを除く）の副食費を1人当たり月4,500円を上限に認可保育施設に対して助成し、保護者負担の軽減を行います。

【イメージ図】



科目	3 款	2 項	2 目	目名称	児童措置費	こども課
事業計画	前年度まで			今年度		来年度以降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		上記事業概要と同じ

5. 高齢者や障害者などを思いやる福祉の充実

当初予算書

149P

事業名	【継続】生活保護事業（扶助費）				
	財 源 内 訳 (単位：千円)				
当初予算額	国 費	県 費	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
768,152	574,239	25,200			168,713
事業期間					総事業費

【事業目的】

- ・生活保護法に基づき、生活に困窮するすべての市民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。

【事業概要】

(単位：千円)

扶助等の種類	内 容	予算額
生活扶助	生活に必要な食費や光熱水費などの費用	188,000
住宅扶助	家賃、地代や住宅の補修などの費用	73,000
教育扶助	学用品、学級費、教材費、給食費など義務教育にかかる費用	1,000
医療扶助	病気やけがの治療のため、診察、薬剤などにかかる費用	472,517
出産扶助	出産のための費用	420
生業扶助	仕事に就くための費用、高校に就学するための費用	650
葬祭扶助	葬祭の費用	727
介護扶助	介護サービスを受けるための費用	21,000
施設事務費	※救護施設事務費	10,338
就労自立給付金	安定した職業につき保護を要しなくなった世帯に対する給付金	200
入学準備給付金	保護世帯の子供の自立を助長するために大学等への進学を支援	300
合 計		768,152

※ 救護施設とは、身体や精神に障害があり、経済的な問題を含めて日常生活を営むことが困難な人が、健康で安心して生活するための施設

科目	3 款	3 項	2 目	目 名 称	扶助費	福祉課
事業計画	前 年 度 ま で			今 年 度		来 年 度 以 降
	上記事業概要と同じ			上記事業概要と同じ		引き続き実施予定